

千葉市稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託仕様書

1 委託業務名

千葉市稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託

2 履行場所

千葉市稲毛区地域振興課及び発注者が指定する場所

3 業務目的

近年、留学生をはじめとする区民の多国籍化や自治会加入率の低下など地域住民間の関係の希薄化を背景として、区内のごみ出しモラルが低下しており、地域がその対応に苦慮している。ごみ分別の意義や、町内自治会など地域の方がごみ集積所の掃除等の管理を行っていることなどを周知するとともに、その地域で共に暮らすためのルール遵守の必要性について多言語での啓発を行うことにより、正しいごみの出し方の定着を図る。

4 委託期間

契約締結の翌日から令和5年2月28日(火)まで

5 委託業務の内容

(1) 趣旨

留学生などの外国人転入者・市外からの転入者等のごみ出しルールを守らない方を対象として、ルール遵守の必要性を周知・啓発するための動画及びチラシ制作に係る一連の業務（シナリオ制作、撮影、編集、肖像権・著作権処理、動画撮影等）を行う。

なお、ごみの出し方一覧表については、以下のとおりホームページに掲載していることから、ごみの出し方についての詳細な説明は不要。ルール遵守の必要性について周知・啓発する内容とすること。

ア ごみの出し方一覧表（日本語版）

https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/documents/itirannyou_omote.pdf

https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/documents/itirannyou_ura.pdf

イ ごみの出し方一覧表（外国語版）

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/gaikokugogomidasiitiran.html>

(2) 動画及びチラシの作成数

ア 動画

本編 5分程度×1本×5言語

ダイジェスト 40秒程度×1本×5言語

※本編をベースに40秒程度のダイジェスト版を作成すること。

本編、ダイジェスト版ともに日本語音声で作成の上、5言語の字幕をつけること。

字幕（日本語、中国語、ベトナム語、韓国語、英語）

イ チラシ

A4版 両面フルカラー×5言語

※ごみ出しルール遵守の必要性について周知・啓発するとともに、動画の視聴を促す内容とする。

(3) 動画の内容

動画の訴求対象はごみ出しルールを理解していない方たちであり、そのような方が興味・関心を持ち、理解することができるとともに、動画視聴後の行動変容につながるような内容及び表現とすること。

(4) 動画の構成

○外国人留学生5人程度が出演し、ごみ問題について語るシーンを入れること。

○稲毛区内の地域の町内自治会の方などが散乱したごみ収集所を清掃しているシーンを入れること。

○映像は、メニュー画面を作成するとともに、一定のまとまりごとに3～5程度のチャプターに分け、チャプター再生が可能とすること。

※外国人留学生及び自治会の方については市が用意する予定です。出演料は必要ありません。

(5) シナリオ

ア 業務目的を踏まえ、発注者と綿密に打ち合わせをすること。

イ 打ち合わせ内容に基づき、シナリオ及び絵コンテを制作し、発注者に内容確認の上、指示に基づき修正すること。

(6) 撮影

ア 撮影日数は1日を想定しているため、あらかじめロケーションハンティングを行い、撮影許可をとるなど、スムーズに撮影に入れるよう事前に準備しておくこと。

イ 発注者と日程調整の上、撮影を行うこと。

ウ 出演者及び撮影場所の交渉、撮影及び動画掲載の許諾は受注者において行うこと。

エ 出演料や会場使用料等、撮影に必要な一切の費用については、全て委託料に含まれるものであること。

(7) 編集

ア 撮影した動画にはBGMやテロップを入れるなど、外国人転入者が興味を持って最後まで視聴できるよう工夫すること。また、図やイラストを使用するなど外国人転入者が理解しやすいよう工夫すること。

イ BGM等を使用する場合には、著作権に留意の上、長期継続的に使用することを前提に使用許諾を得ること。

(8) 校正

- ア 動画本編完成までには3回の校正を予定しており、それぞれの校正段階において、発注者と打ち合わせを行い、受注者において議事録を作成の上、発注者に議事内容を確認すること。
- イ 動画本編完成後にダイジェスト版及びチラシの作成を行うこと。ダイジェスト版及びチラシの作成においても3回の校正を行うこと。

(9) 制作体制

- ア ディレクター、カメラマン、音声担当等動画の制作に従事する主たる責任者及び作業者は、映像制作の実績を有する者であること。従業者については一覧表として作成し、発注者に了解を得ること。
- イ 撮影には業務用ビデオカメラ（4K画質、XLRタイプコネクタ付きのカメラ）を用いること。

(10) 作業計画書の提出

契約後14日以内に設計図書に基づき、作業計画書を作成し、受注者に提出すること。

6 成果物の提出方法

制作した動画等の電子データについては、以下の形式で発注者に提出すること。

(1) 動画（本編及びダイジェスト版）

- ア DVD形式 メディア DVD-R 本編・ダイジェスト版 各15枚（全30枚）
本編とダイジェストは別のDVDとし、DVDプレーヤーでそのまま再生が可能な形式とすること。本編は本編のみ、ダイジェスト版はダイジェスト版のみで5言語のループ再生を想定している。
- イ データ形式 メディア DVD-R 15枚（全15枚）
本編及びダイジェスト版は、それぞれWMV,AVI,MPEG-4などWindowsPCで容易に編集・再生可能なデータ形式とし、合わせて1枚のDVDに収めること。

(2) チラシ

- ア 紙媒体 A4コート紙 90kg 両面フルカラー 5言語×10,000部
- イ データ形式 メディア DVD-R形式 5枚（全5枚）
.docxなどWindowsPCで容易に編集・再生可能な形式とすること。

7 納品場所

千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所3F 千葉市稲毛区地域振興課

8 納品期限

令和5年2月28日（火）17:00

9 権利関係

(1) 成果物

- ア 本業務の履行に係る成果物（動画、印刷物等）の所有者はすべて発注者に帰属すること。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）は当該著作物の引き渡し時に無償で発注者に譲渡すること。

（2）著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を利用する場合には、受注者が使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

10 注意点

- （1）企画・作成に当たっては、発注者と協議の上、行うこと。
- （2）企画の趣旨を十分に理解し、平易な表現でわかりやすい内容とすること。
- （3）本事業における企画・検討内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- （4）本業務の履行に当たり収集したデータ等一式はすべて発注者に帰属する。納入物件引き渡し時には、紙媒体及び電子媒体のすべてのデータを発注者に提出すること。
- （5）発注者が所有する既存の動画、イラスト、データ等を使用する場合には、あらかじめ発注者の了解を得ること。

11 その他

- （1）作業の実施に当たっては、発注者と十分に協議の上、行うこと。
- （2）発注者と迅速、円滑な業務遂行体制を整えること。
- （3）成果品の内容が発注者の意図に沿わず、不適切なものと認められる場合には、修正の上、再提出を求める場合があること。
- （4）業務の遂行について、発注者の求めにより随時報告をすること。
- （5）コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取り組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知りえた秘密については、他に漏らしてはならないこと。
- （6）その他、本誌要所に記載されていない事項又は不測の事態への対応については、発注者と協議の上、決定すること。
- （7）受注者は本業務の全部を他の事業者にも再委託してはならないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得なければならないこと。
- （8）受注者は、発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。なお、第三者に再委託をしたとしても、受注者は発注者に対しては、再委託先の行うすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。
- （9）発注者と受注者は、必要に応じて本業務に関する打ち合わせを行うとともに、内容等に疑義が生じた場合は速やかに両者協議の上、対応を決定すること。

- (10) 受注者は、成果品提出後であっても、その成果物に不備が発見されたときには、速やかに受注者の費用負担により修正を求めることができること。
- (11) 受注者は、本業務委託完了後においても、本業務委託契約の範囲における発注者の問い合わせ等に応じなければならないこと。